

# 第1部 総則



## 第1章 計画の目的・構成・位置づけ

### 第1節 計画の目的

主管課：総務課

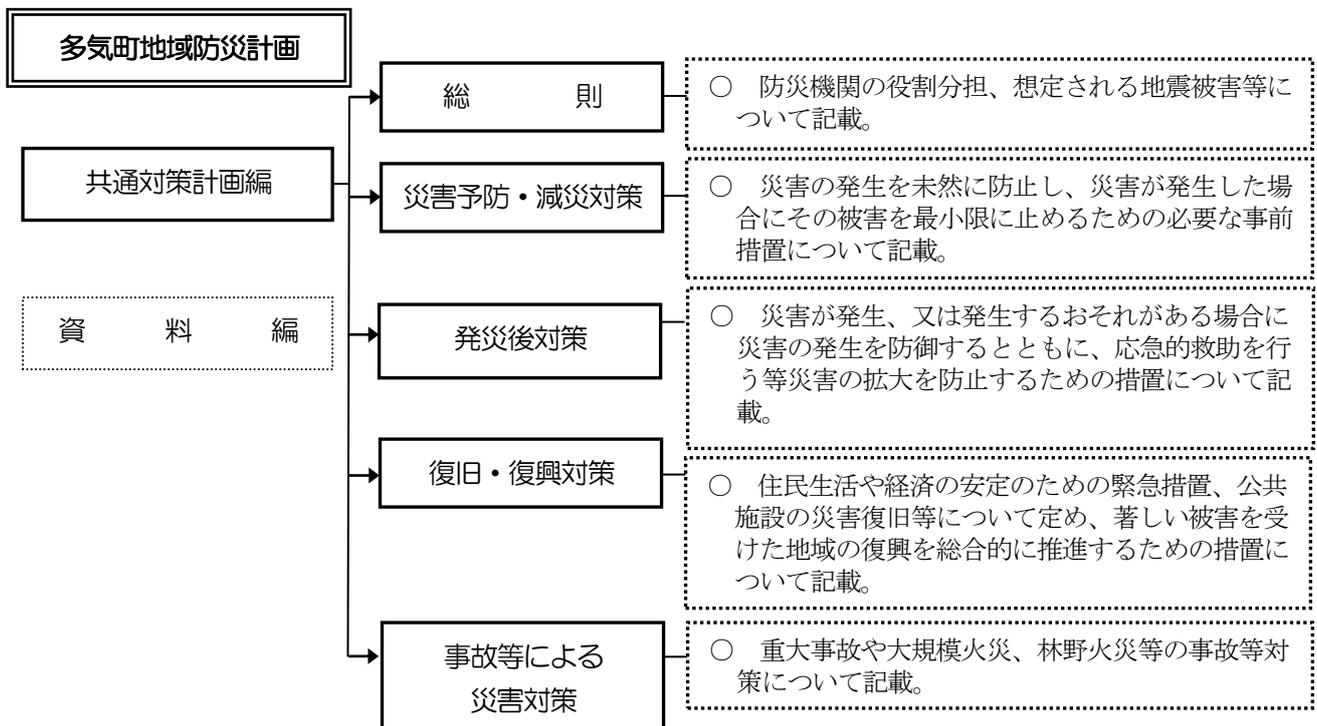
この計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多気町防災会議が本町の地域に関わる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的かつ効果的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的としている。

### 第2節 計画の構成及び位置付け等

主管課：総務課

#### 1 計画の構成

この計画は、地震・風水害の災害に対処することを目的とした共通対策編及び資料編からなり、多気町及び防災関係機関等は、この計画に定める諸活動を行うに当たって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。



## 2 計画の位置付け

この計画は、町内の地震・風水害等の災害に対する基本的な対応策を定めるもので、本町の各課及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものであり、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法等の関係法令、国及び県の防災関係計画等に基づくものである。

また、南海トラフ特措法第5条第4項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

## 第3節 防災関係機関、住民、自主防災組織（自治会）、事業者の実施責任及び役割

主管課：総務課

### 1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

さらに、町は住民、自主防災組織（自治会）、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

### 2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策の支援や総合調整を行う。

### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町及び県、その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

### 6 住民

住民は、常に災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努めるとともに、地域において、自主防災組織（自治会）、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は自分たちで守る共助の取組に努める。

### 7 自主防災組織（自治会）及び消防団

自主防災組織（自治会）及び消防団は、地域住民、事業者及び防災ボランティア、その他防災活動を実

施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めるとともに、地域において町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

## 8 事業者

事業者は、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めるとともに、地域において地域住民等、自主防災組織（自治会）、町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

主管課：総務課

1 町及び県

機関名	処理すべき事務又は業務
多気町	(1) 町防災会議及び町災害対策本部事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示等及び避難所の開設 (11) 被災者の救助及び救護等の措置 (12) 災害ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施 (18) 町内の公共団体が実施する災害応急対策の連絡調整 (19) 災害廃棄物の処理に関する措置 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
(消防団)	(1) 消防・水防活動 (2) 災害情報等の収集及び必要な広報 (3) 災害の防除、警戒、鎮圧 (4) 被災者の救出・救助 (5) 避難及び救護の協力
三重県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部の開設・運営 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 被災者の救助に関する措置</li> <li>(10) ボランティアの受入れに関する措置</li> <li>(11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置</li> <li>(12) 被災県営施設の応急対策</li> <li>(13) 災害時の文教対策</li> <li>(14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持</li> <li>(15) 災害時の交通及び輸送の確保</li> <li>(16) 自衛隊の災害派遣要請及び関係防災機関等との連絡</li> <li>(17) 災害復旧の実施</li> <li>(18) 災害廃棄物の処理に関する措置</li> <li>(19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整</li> <li>(20) 防災応急計画の作成指導及び届出等の受理</li> <li>(21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施</li> <li>(22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ul>
--	--

## 2 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務
松阪地区広域消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災に関する予防・知識普及</li> <li>(2) 消火、救急・救助活動</li> <li>(3) 町が行う災害防御活動、災害救助に対する協力</li> <li>(4) その他災害の防御及び拡大防止</li> </ul>

## 3 警察機関

機関名	処理すべき事務又は業務
松阪警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害警備用装備資機材の整備充実及び情報通信の確保</li> <li>(2) 災害情報の収集等災害実態の把握と被災者への情報伝達</li> <li>(3) 被災者の救出救助及び避難誘導</li> <li>(4) 交通状況の把握、交通規制の実施及び緊急交通路の確保</li> <li>(5) 遺体の身元確認、行方不明者の相談等</li> <li>(6) 被災地の社会秩序の維持及び社会的混乱の抑制</li> <li>(7) 関係機関との連絡調整</li> </ul>

## 4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
東海財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 復旧事業における職員の査定立会</li> <li>(2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置</li> <li>(3) 災害復旧事業財源に係る資金運用地方資金の措置</li> <li>(4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置</li> <li>(5) 金融上の諸措置</li> </ul>
東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害状況の情報収集、連絡調整</li> <li>(2) 関係職員の派遣</li> </ul>

第1部 総則 第1章 計画の目的・構成・位置づけ

	(3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進</li> <li>(2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集</li> <li>(3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導</li> <li>(4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導</li> <li>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導</li> <li>(6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置</li> <li>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等</li> <li>(8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導</li> <li>(9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握</li> <li>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</li> <li>(11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</li> <li>(12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</li> </ul>
中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡</li> <li>(2) 電力、ガスの供給の確保に関する事</li> <li>(3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整</li> <li>(4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置</li> </ul>
中部近畿産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導</li> </ul>
中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>(2) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</li> <li>(3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</li> <li>(4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、回輸送、代替輸送等の指導</li> <li>(5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</li> <li>(6) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援</li> </ul>
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</li> <li>(2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達</li> <li>(3) 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力</li> <li>(4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における町や県に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等</li> <li>(5) 町や県、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</li> </ul>
東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</li> <li>(3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査</li> <li>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事</li> <li>(5) 非常通信協議会の運営に関する事</li> <li>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</li> </ul>
三重労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施</li> <li>(2) 事業場における労働災害発生状況の把握</li> <li>(3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施</li> </ul>
中部地方整備局	<p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</li> <li>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</li> <li>(3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</li> <li>(4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施</li> <li>(5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施</li> <li>(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</li> <li>(7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</li> <li>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有</li> </ul> <p>2 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施</li> </ul> <p>3 応急・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</li> <li>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</li> <li>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</li> <li>(4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</li> <li>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</li> <li>(6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</li> <li>(7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</li> <li>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</li> <li>(9) 所管施設の緊急点検の実施</li> <li>(10) 情報の収集及び連絡</li> <li>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的</li> </ul>

第 1 部 総則 第 1 章 計画の目的・構成・位置づけ

	<p>な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施</p> <p>(13) 要請に基づき、中部地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>
中部地方環境事務所	<p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
近畿中部防衛局 東海防衛支局	<p>(1) 所有財産の使用に関する連絡調整</p> <p>(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援</p>

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
自衛隊	<p>(1) 要請に基づく災害派遣</p> <p>(2) 関係機関との防災訓練に協力参加</p>

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話株式会社 三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>
株式会社 N T T ドコモ東海支社 三重支店	<p>災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置</p>
K D D I 株式会社 中部総支社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>
日本銀行名古屋支店	<p>災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。</p> <p>(1) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行う等、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</p> <p>(2) 罹災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</p> <p>(3) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</p> <p>① 罹災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等</p>

	<p>の期限前解約</p> <p>② 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認</p> <p>③ 災害関係融資について実情に即した措置</p> <p>(4) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</p> <p>(5) 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</p> <p>(6) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>(7) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p>
日本赤十字三重県支部	<p>(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助</p> <p>(2) 救援物資の配分</p> <p>(3) 災害時の血液製剤の供給</p> <p>(4) 義援金の受付及び配分</p> <p>(5) その他災害救護に必要な業務</p>
日本放送協会 津放送局	<p>(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。</p> <p>(2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。</p> <p>(3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知</p> <p>(4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道</p>
中日本高速道路株式会社	<p>(1) 伊勢自動車道、紀勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</p>
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送</p> <p>(3) 災害罹災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免</p> <p>(4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査</p> <p>(5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転調整</p> <p>(6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理</p> <p>(7) 線路、トンネル、橋りょう及び盛土等の保守管理</p> <p>(8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保存及び管理</p>
中部電力株式会社三重支店	<p>(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保</p> <p>(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施</p> <p>(3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携</p> <p>(4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</p> <p>(5) 電力供給施設の早期復旧の実施</p> <p>(6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止等広報活動の実施</p>

第1部 総則 第1章 計画の目的・構成・位置づけ

日本郵便株式会社	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 郵便物の送達の確保</li> <li>② 郵便局の窓口業務の維持</li> </ul> <p>(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書等を無償交付する。</li> <li>② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</li> <li>③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</li> <li>④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</li> </ul>
----------	---

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
公益社団法人三重県医師会	<p>(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整</p> <p>(2) 医療及び助産等救護活動</p>
三重テレビ放送株式会社 三重エフエム放送株式会社	<p>(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。</p>
三重交通株式会社	<p>(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送</p> <p>(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</p>
一般社団法人三重県トラック協会	<p>(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車</p>
近畿日本鉄道株式会社	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p> <p>(2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係する施設の保守管理</p>
一般社団法人三重県LPガス協会	<p>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施</p> <p>(2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給</p>
株式会社ケーブルコムネット三重	<p>災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。</p> <p>(1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基く、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。</p> <p>(2) 災害時における放送番組は、災害の種類・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。</p>

	<p>(3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。</p> <p>(4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。</p>
--	---

### 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会等）	（1）災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団等）	（1）被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	（1）町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）	（1）三重交通株式会社に準ずる。

## 第2章 計画の運用

### 第1節 計画の推進と見直し

主管課：総務課

本町を含む防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の推進、習熟及び周知徹底を図るものとする。

また、この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各防災関係機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的な推進に努めるものとする。

#### 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、学校、企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

企業に対しては、発災後の対応、共助・公助への協力、事業継続計画の策定等、災害に対する教育・訓練の実施における助言・指導等を行う。

#### 2 計画の習熟

本町及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して、本計画及びこれに関連する他の詳細計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

#### 3 計画の見直し

本町及び防災関係機関等は、平素から防災訓練・図上訓練、その他の方法により明らかとなった課題や他自治体における取組等を参考に、毎年検討を加え、必要があると認められるときには、これを修正するものとする。

## 第 3 章 本町の概況

### 第 1 節 町勢の概況

主管課：総務課

#### 1 位置及び地勢

本町は、三重県のほぼ中央に位置し、東は明和町、玉城町、南は大台ヶ原に源を発する宮川の中流域にあたる大台町、度会町に接し、西側から北側は、櫛田川を隔てて松阪市に接している。

東西 16km、南北 7km と東西に長く伸びる町の総面積は 103.06 k m<sup>2</sup>で、主な内訳は宅地 4.38 k m<sup>2</sup>、耕地 18.60 k m<sup>2</sup>、森林 59.15 k m<sup>2</sup>となっており、森林の占める割合が高くなっている。

気象状況は、平均気温は 14.5℃と全般的には温暖でおだやかな気候だが、冬季には最低気温が氷点下になる日もみられる。また年間で平均約 2,000 mm前後の降水量がある。

#### 2 社会的条件

本町の人口は、昭和 40 年から減少傾向にあったが、昭和 55 年から昭和 60 年にかけてわずかに増加し、平成に入ってから平成 12 年をピークに減少傾向にある。また、年齢別人口構成では、年少人口（15 歳未満）よりも老年人口（65 歳以上）の割合が高くおり、少子高齢化の傾向がみられる。

### 第 2 節 過去の災害

主管課：総務課

#### 1 台風・集中豪雨

過去の災害においては、昭和 34 年の伊勢湾台風をはじめ昭和 36 年の第 2 室戸台風、昭和 54 年の 20 号台風等により大きな被害が発生しており、今後も同様に相当規模の被害が発生すると考えられる。

最も被害の大きかった伊勢湾台風での被害としては、町史等によると、人的被害として死者 2 名、負傷者 15 名、建物被害として倒壊家屋 360 戸、床上浸水 1,069 戸もの被害が記録されている。

大きな被害がおこった要因としては、櫛田川の中朝長地点において当時の国鉄参宮線の鉄橋の橋脚が崩壊したために河川水が増水したことが考えられる。

また集中豪雨における過去の災害においては、人的被害は少ない状況だが、今後は、被害の発生が考えられる。

(1) 近年の主な県内の台風・集中豪雨の被害状況は次のとおりである。

##### ① 伊勢湾台風 1959 年（昭和 34 年）9 月 25 日から 9 月 27 日

非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26 日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。

死者・行方不明者 1,233 人

##### ② 台風第 21 号及び前線による豪雨 2004 年（平成 16 年）9 月 28 日から 9 月 30 日

本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28 日夜から激しい雨が降り出し、29 日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者 6 人、行方不明者 1 人、海山町で町内を流れる船津川のはん濫により死者 2 人、松阪市で川に流され死者 1 人等、大災害となった。

死者・行方不明者 10 人

## 2 地震

町に被害を及ぼした地震は、数多く記録されているが、詳細なものは少なく、細部については判明していないが、かなりの被害を受けているものと思われる。

その中でも大災害と思われる地震は、東海道沖、南海道沖を震源域とする地震で、いずれも津波を伴うもので、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害となっており、町内でも大きな被害があったと思われる。

(1) 近年の主な県内の地震・津波の被害状況は次のとおりである。

① 東南海地震 1944 年（昭和 19 年）12 月 7 日 M=7.9（震度 5～6、津波 6～9m）

強い揺れ及び津波により被害があり、死者・行方不明 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、同流失 2,238 棟。

② 南海地震 1946 年（昭和 21 年）12 月 21 日 M=8.0

強い揺れ及び津波により被害があり、死者 11 人、負傷者 35 人、家屋全壊 136 棟、家屋半壊 92 棟、流失家屋 23 棟。

## 第3節 被害の想定

主管課：総務課

### 1 地震

既往地震の調査を整理すると多気町に被害をおよぼす地震は、南海トラフ（海溝型）で発生する地震、内陸の活断層（直下型）による地震の 2 通りが考えられ、本計画ではこの 2 つの地震を想定している。

### 2 想定地震

(1) 南海トラフの地震

今回想定する南海トラフの地震は、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている過去最大の地震と、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの、理論上は起こりうる最大クラスの地震の 2 つを想定している。

(2) 陸域の活断層

陸域の活断層を震源とする地震として、布引山地東縁断層帯（東部）を対象とし想定している。

## 3 被害の想定

## (1) 設定条件

本計画においては、概ねすべての項目で被害が最大となる想定条件を採用している。

- ① 季節：夏・冬
- ② 発生時刻：深夜、昼、夕の3パターンのうち被害が大きいもの

## (2) 想定地震別被害想定

前記設定条件における、本町に予想される被害概要は次のとおりである。

種別	項目	南海トラフ (過去最大)	南海トラフ (理論上最大)	布引山地東縁 断層帯(東部)
最大震度		6強	7	6強
(冬・深夜) 人的被害	死者数(早期避難率低) (人)	約10	約100	約60
	重傷者(早期避難率低) (人)	約10	約200	約100
	軽症者(早期避難率低) (人)	約200	約500	約400
建物被害	全壊棟数 (棟)	約100	約2,300	約1,100
	焼失棟数 (棟)	-	約200	約60
倒壊家屋からの自力脱出困難者数(深夜) (人)		約20	約400	約200
避難者数	1日後(冬・夕) (人)	約400	約4,300	-
	1週間後(冬・夕) (人)	約2,600	約6,300	-
	1ヵ月後(冬・夕) (人)	約1,900	約7,400	-
帰宅困難者数 (人)			約3,000	-
ライフライン	電力:停電件数(直後) (軒)	約9,000	約9,000	-
	ガス:復旧対象戸数 (戸)	/	/	-
	上水道:断水人口(直後) (人)	約15,000	約15,000	-
	下水道:機能支障人口(直後) (人)	約7,000	約7,000	-
	通信:不通回線数(直後) (回線)	約3,700	約3,700	-
災害廃棄物 (千トン)		約10	約100	約60

